

指導者処分ガイドライン

考慮すべき要素	違反の程度・結果	処分内容
・暴力・体罰行為 ・故意か過失か、確認	被害者障害なし	1. 懲罰の種類 懲罰の種類は以下の8項目とし、いずれかを科すものとする。 (1) 戒告 (2) 講責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名
	被害者が全治1か月未満	
	被害者が全治1か月以上	
・心身に有害な言動 ・故意か過失か、確認	活動環境に影響なし	2. 処分基準 ① <u>実害がない偶発的な違反行為</u> である場合は、(1)～(3)の懲罰を科すことができる。 ② <u>実害はないが、偶発的とは言えないまたは継続的な違反行為</u> である場合は、(1)～(5)の懲罰を科すことができる。 ③ <u>実害がある違反行為である場合は、(1)～(7)の懲罰を科すことができる。</u> ④ <u>実害がある重大な違反行為である場合は、(1)～(8)の懲罰を科すことができる。</u>
	被害者が強い嫌悪感を覚える	
	周囲の活動に支障がある	
	暴言繰返し死亡・刑事処分	
・わいせつ行為 ・心身に有害な影響を及ぼす	苦痛だが活動環境に支障はない	
	被害者、周囲に支障	
	重大な障害・刑事罰	
・性的言動	被害者苦痛。周囲未悪化	
	被害者、周囲に支障	
	重大な障害・刑事罰	
・不適切な指導 ・しごき・おいこみ	活動環境に影響なし	
	被害者が強い嫌悪感を覚える	
	周囲の活動に支障がある	
	暴言繰返し傷害を負わす	
・脱税等不適切な経理処理	知りながら未報告	
	他の目的に流用した	
	自己の利益・刑事罰	

ただし、処分決定にあたっては、加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響等を考慮し、過去の処分内容との均衡等を総合的に考慮の上、形式的・機械的でなく、個別事案に応じて決定する。